

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がおらず、下図フローチャートの基準を満たす方 または、基準収入額適用がされた方 ※1
1割	一般Ⅰ	いずれの区分にも該当しない被保険者
	低所得者Ⅱ（区Ⅱ）	世帯全員が住民税非課税の方〔低所得者Ⅰ（区Ⅰ）以外の方〕
	低所得者Ⅰ（区Ⅰ）	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円である世帯に属する方 ※2 または、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者である方

※1 基準収入額適用の対象者は現役並み所得者で下図フローチャートにて1～2割に判定される方になります。

※2 公的年金等控除額を80.67万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算します。